

# 建築基準法第43条第2項（旧43条ただし書き）

## 認定・許可申請の手引き

令和2(2020)年1月

柏崎市都市整備部建築住宅課

### I 建築基準法第43条第2項の認可・許可申請をされる方へ

平成30年9月25日に施行された建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の一部を改正する法律において、建築物の接道規制の適用除外に係る手続きの合理化のため、法第43条が改正されたことにより、従前、建築審査会の同意を得て許可していたもののうち、一定基準に適合する建築物については、建築審査会の同意を不要とする認定申請の手続きが規定されました。

建物を建てる敷地は、法第42条に定められた道路に2メートル以上接していなくてはなりません。これらの道路に接していない敷地に建物を建てる場合には、法第43条第2項第1号の基準を満たして認定したもの、及び同条第2項第2号の基準を満たし、建築審査会の同意を得て許可をしたものは、建物を建てるのが可能になります。

なお、旧法第43条1項ただし書きによる許可又は法第43条第2項第1号による認定を受けた一戸建て住宅等で、その許可又は認定の後に敷地と道路の関係や規模、形態などが著しく変わらないものについては、許可申請又は認定申請を不要とすることができます。

詳細については建築住宅課審査係までお問い合わせください。

建築基準法	
<p>(敷地等と道路等の関係)</p> <p><b>第 43 条</b> 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ。）に 2 メートル以上接しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><b>2</b> 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 その敷地が幅員 4 メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省で定める基準に適合するものに限る。）に 2 メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。</p> <p>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。</p>	<p>【1 号認定】</p> <p>【2 号許可】</p>

建築基準法施行規則	
<p>(敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p><b>第 10 条の 3</b> 法第 43 条第 2 項第一号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。</p> <p>二 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下、「令」という。）第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道であること。</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3</b> 法第 43 条第 2 項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</p> <p><b>4</b> 法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること</p> <p>二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る。）に 2 メートル以上接する建築物であること。</p> <p>三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する道路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p>	<p>【1 号認定】 道の条件</p> <p>【1 号認定】 建築物の条件</p> <p>【2 号許可】 敷地の条件</p>

## II 認定申請・許可申請の流れ

建築基準法に規定する道路に2m以上接していない敷地

法第43条第2項 「1号認定」・「2号許可」の事前協議  
資料の提出（事前相談票・付近見取図・公図・現況写真等）

現地調査・課内協議

認定の可否（認定基準の適合を検討）・許可の可否（包括同意基準・個別基準の適合を検討）

43条2項1号認定  
【認定基準】

認定基準案件  
（建築審査会の同意不要）

回 答

43条2項2号許可  
【包括同意・個別同意基準】

包括同意基準案件  
（建築審査会への提案不要）

回 答

個別同意案件  
（建築審査会への提案必要）

回 答

書類作成・事前審査

認定申請書受理  
正本1部・副本1部  
申請手数料：27,000円

認定（認定通知書交付）

許可申請書受理  
正本1部・副本1部  
申請手数料：33,000円

柏崎市建築審査会

同 意

消 防 同 意

許可（許可通知書交付）

建築確認申請（建築住宅課・指定確認検査機関）

### Ⅲ 事前相談について

建築する敷地が建築基準法で定める道路に接道していないことが判明した時は、建築住宅課へ事前相談をお願いいたします。敷地の状況をお聞きし、その状況から43条2項の認定基準・許可基準に該当しているか、もしくは他の方法で接道が取れるかなどを協議させていただきます。なお、この協議には手数料はかかりません。

#### 事前相談に必要な資料

特例認定・特例許可の事前相談票（別記様式1）

付近見取図

付近見取図は、接続する建築基準法上の道路の名称（道路番号等）を記入し、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。

公図・登記事項証明書（登記事項要約書に代えることができます）

申請敷地、道となる土地のものがが必要です。

現況写真

敷地位置は赤で囲み、写真撮影方向図を添付してください。

#### 写真のとり方

- ・ 基準法上の道路と道の関係が明確に判別できること。
- ・ 道と敷地の関係、道の幅員等が明確に判別できること。
- ・ 写真枚数は6枚程度にまとめて整理してください。

### Ⅳ 認定基準

この基準は、法43条第2項第1号の規定による敷地等と道路との関係の特例認定に関し適正な法の運用を図るため、「**交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無いと認められる建築物**」について必要な基準を定めたものです。

## 【認定基準 1】

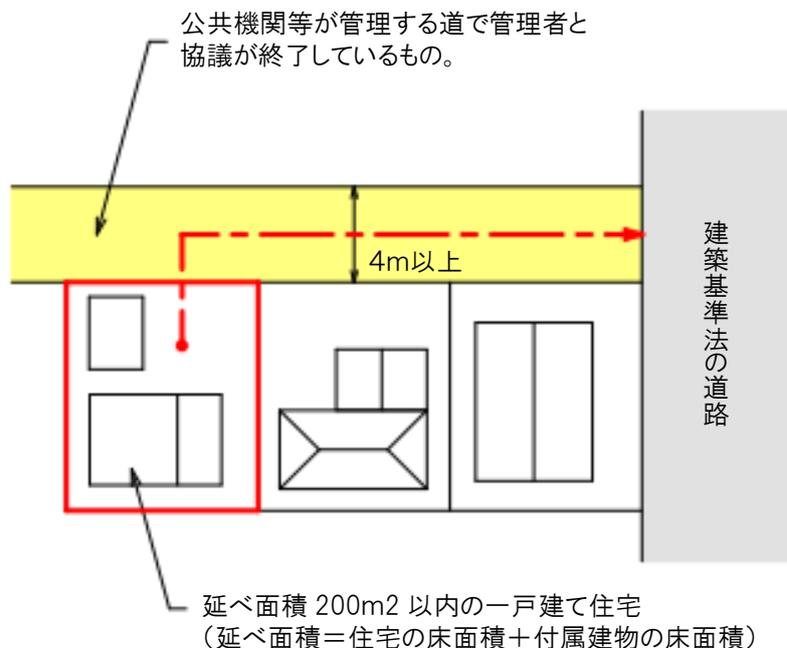
敷地が農道、港湾道路その他これに類する公共の用に供する道（公共機関等の管理している道）に接している場合

「農道等公共の用に供する道」に該当する道は以下とする。

- ・ 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ・ 港湾施設である道
- ・ 現に通行の用に供されている河川又は海岸の管理用の道
- ・ 現に通行の用に供されている国、県又は市の所有する公共用通路等（里道などの法定外公共物・市有施設の管理用通路など）

### 【条件】

- ① 道の幅員が4m以上あること。
- ② 敷地が道に2m以上接していること。
- ③ 道が法令等により将来にわたり道路と同等の機能が確保されていること。
- ④ 建築物の用途及び規模は、延べ面積200m<sup>2</sup>以内の一戸建て住宅(※)であること。  
※同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計  
※一戸建て住宅に附属するもの（駐輪場等）は、一戸建て住宅に含まれる。
- ⑤ 通行上、日常的に使用することについて、道の管理者と協議が終了していること。  
※通行することその他特段の協議事項が無いこと等について確認すること。
- ⑥ 道を法42条に規定する道路とみなした場合に、法令の規定に適合すること。



## 【認定基準 2】

### 敷地と道路との間に2メートルを超える河川、水路等がある場合

本基準は、幅員が2mを超える河川、水路及び里道等又は買収済の道路予定地等のものを対象とします。ただし、幅員が2m以下のもので、①又は②の基準に適合する場合は、法第43条第1項の本文の接道要件を満たすものとします。

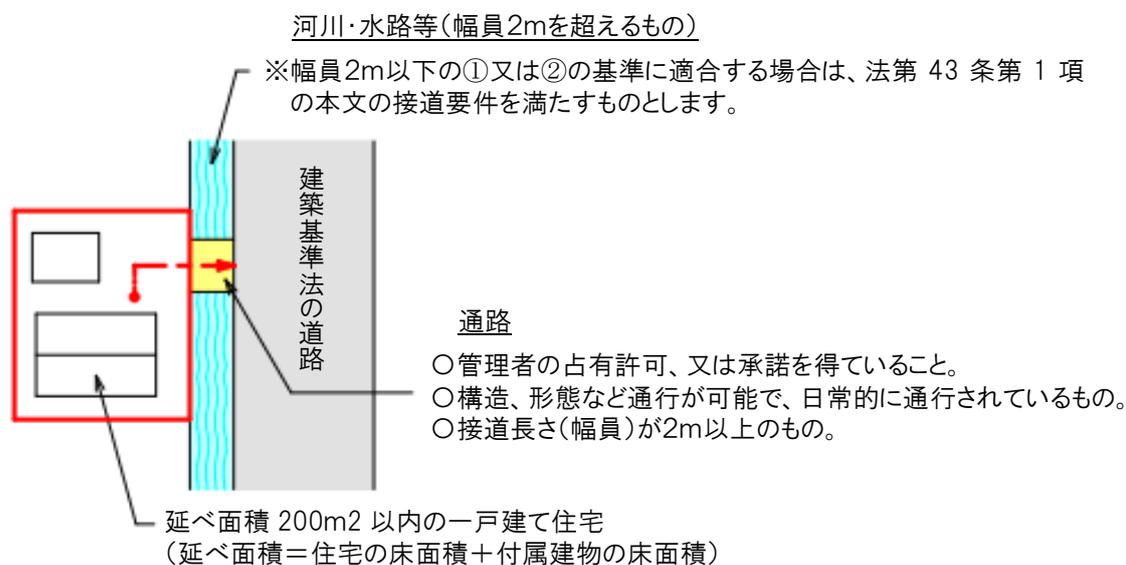
#### 【条件】

- ① 敷地と道路の間に河川、水路等(公共団体等が所有又は管理するものに限ります。)があり、そこに架かる橋・蓋等の幅員が2m以上あり、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了している(占有許可又は承諾等が得られている)こと。
- ② 敷地と道路の間に里道、買収済の道路予定地等がある場合は、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了していること。

なお、①又は②の場合は、認定基準上、道路と河川、水路等又は里道、買収済の道路予定地等を合わせて前頁の「農道、港湾道路その他これに類する公共の用に供する道」と取扱います。

- ③ 建築物の用途及び規模は、延べ面積200m<sup>2</sup>以内の一戸建て住宅(※)であること。  
※同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計  
※一戸建て住宅に附属するもの(駐輪場等)は、一戸建て住宅に含まれる。
- ④ 敷地と道路の間の河川、水路等に架かる橋・蓋等又は里道、買収済の道路予定地等と法上の道路を合わせた道を法第42条に規定する道路とみなした場合に、法第52条(容積率)、法第56条(高さ制限)、法56条の2(日影制限)、法第58条(高度地区)、令第20条(採光の有効算定)に適合すること。

※ 法第52条(容積率)の適用について、下図のように河川・水路等の一部に橋・蓋等が設けられている場合は、相当区間にわたって存在する法上の道路幅員を前面道路の幅員とみなし適用します。



### 【認定基準3】

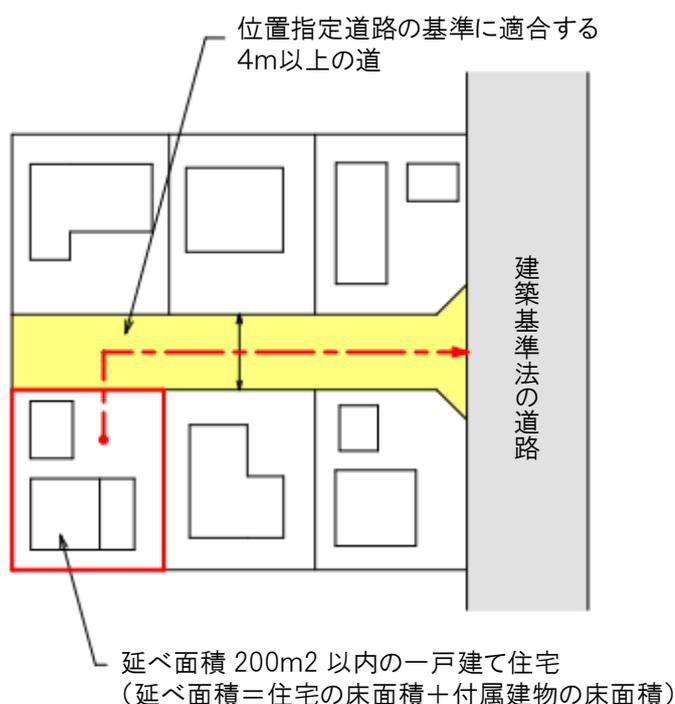
#### 敷地が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道に接している場合

本基準は、道が位置指定道路の基準に適合するものの、土地所有者等から道を位置指定道路とする同意は得られないが、通行等に関する承諾は得られる場合を想定したものである。

ただし、位置指定道路の基準に適合する道は、原則、位置指定道路とすること。

#### 【条件】

- ① 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第2条の規定の施行の際(平成11年5月1日)現に存在する道で、一般の交通用に使用されており、幅員が4m以上あること。
- ② 道が位置指定道路の基準(令第144条の4第1項各号)に適合すること。
- ③ 敷地が道に2m以上接していること。
- ④ 建築物の用途及び規模は、延べ面積200m<sup>2</sup>以内の一戸建て住宅(※)であること。  
※同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計  
※一戸建て住宅に附属するもの(駐輪場等)は、一戸建て住宅に含まれる。
- ⑤ 申請者その他の関係者が道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾書(実印・印鑑証明書が必要)を当該認定申請書に添えていること。
  - ア 道の敷地となる土地の所有者
  - イ 道の敷地となる土地に関して権利を有する者(抵当権者等)
  - ウ 位置指定道路の基準に適合するように管理する者
- ⑥ 道を法42条に規定する道路とみなした場合に、法令に適合すること。



### (道に関する基準)

**第 144 条の 4** 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
- イ 延長（既存の幅員 6m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35m 以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が 6m 以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

※特定行政庁が定める基準については、「柏崎市道路位置指定（変更・廃止）申請・事務処理の手引き」を参照してください。

### (認定申請書及び認定通知書の書式)

#### **第 10 条の 4 の 2** (略)

2 法 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る道が第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合する場合を除く。）においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。

## V 許可基準（包括同意基準）

この許可基準は、建築審査会の同意に関する包括的同意基準であり、この基準に適合するものについては、建築審査会において包括的に同意を受けたもの（以下「包括同意」という。）として市長は許可し、許可処分後の直近の建築審査会にその旨報告します。

### 【許可基準 1】

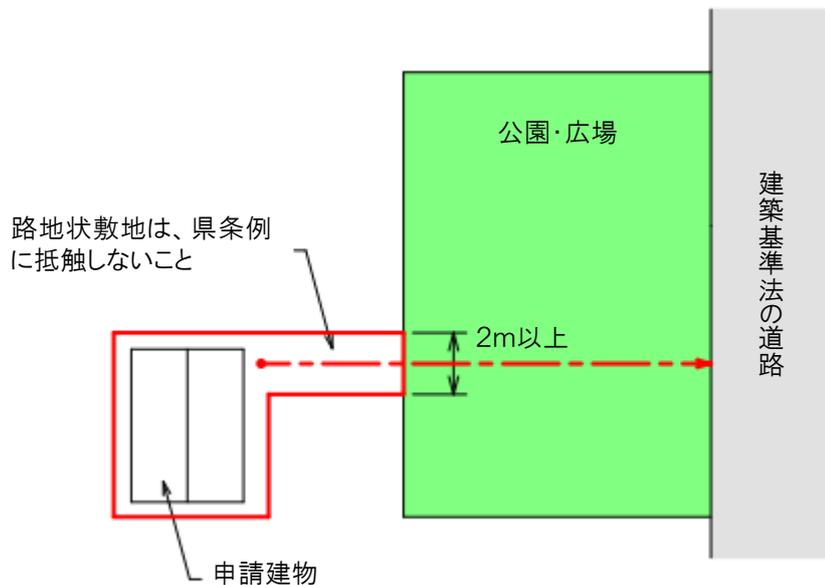
その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有する建築物であること

「空地」は、国、県、市その他これらに準ずる公的機関が管理している公園、広場、その他これらに類する空地とする。

#### 1-a 空地に接する敷地

##### 【条件】

- ① 建築物の敷地が、空地に連続して2メートル以上接し、避難上、通行上、安全上支障ないこと。
- ② 路地状敷地の場合は、県条例に抵触しないこと（路地状部分の長さは、敷地境界線からの長さとする。）。
- ③ 敷地から空地を通り道路に出られること（遮へい物がないこと。）。
- ④ 通行上、日常的に使用することについて、空地の管理者の承諾（同意）があること。



#### 1-b 空地内に建設する施設

##### 【条件】

- ① 気象観測、電気通信事業、テレビ・ラジオ放送事業、河川管理等に必要な建築物でその場に立地しなければ機能せず、日常人の出入りがほとんどない特殊な建築物で、山林・農地等広い空地に囲まれていること。

## 【許可基準 2】

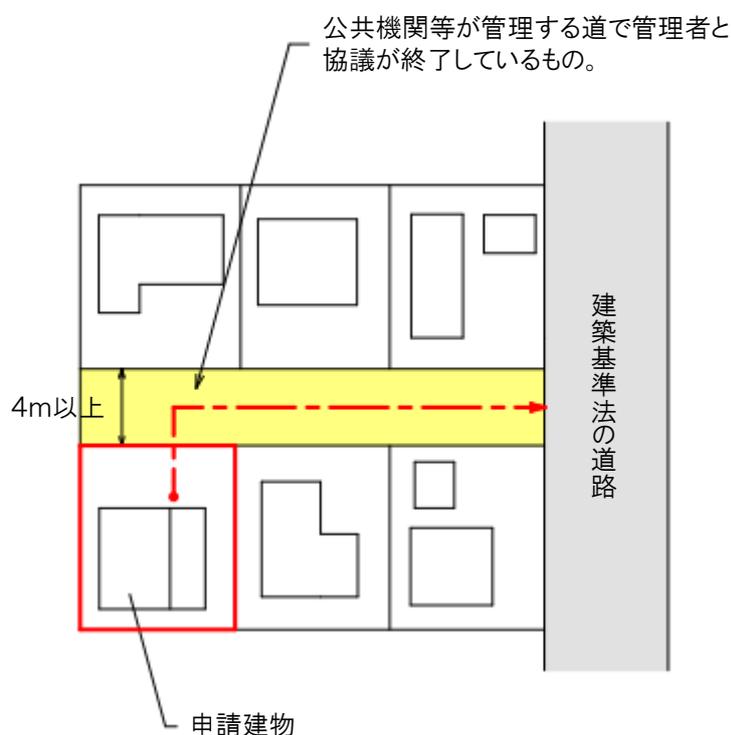
その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 m 以上のものに限る。）に 2 m 以上接する建築物であること

「農道等公共の用に供する道」に該当する道は以下とする。

- ・ 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ・ 港湾施設である道
- ・ 現に通行の用に供されている河川又は海岸の管理用の道
- ・ 現に通行の用に供されている国、県又は市の所有する公共用通路等（里道などの法定外公共物・市有施設の管理用通路など）

### 【条件】

- ① 道の幅員が4m以上あること。
- ② 敷地が道に2m以上接していること。
- ③ 道が法令等により将来にわたり道路と同等の機能が確保されていること。
- ④ 通行上、日常的に使用することについて、道の管理者と協議が終了していること。  
※通行することその他特段の協議事項が無いこと等について確認すること。
- ⑤ 道を法42条に規定する道路とみなした場合に、建築基準法及び県条例の集団規定に適合すること。



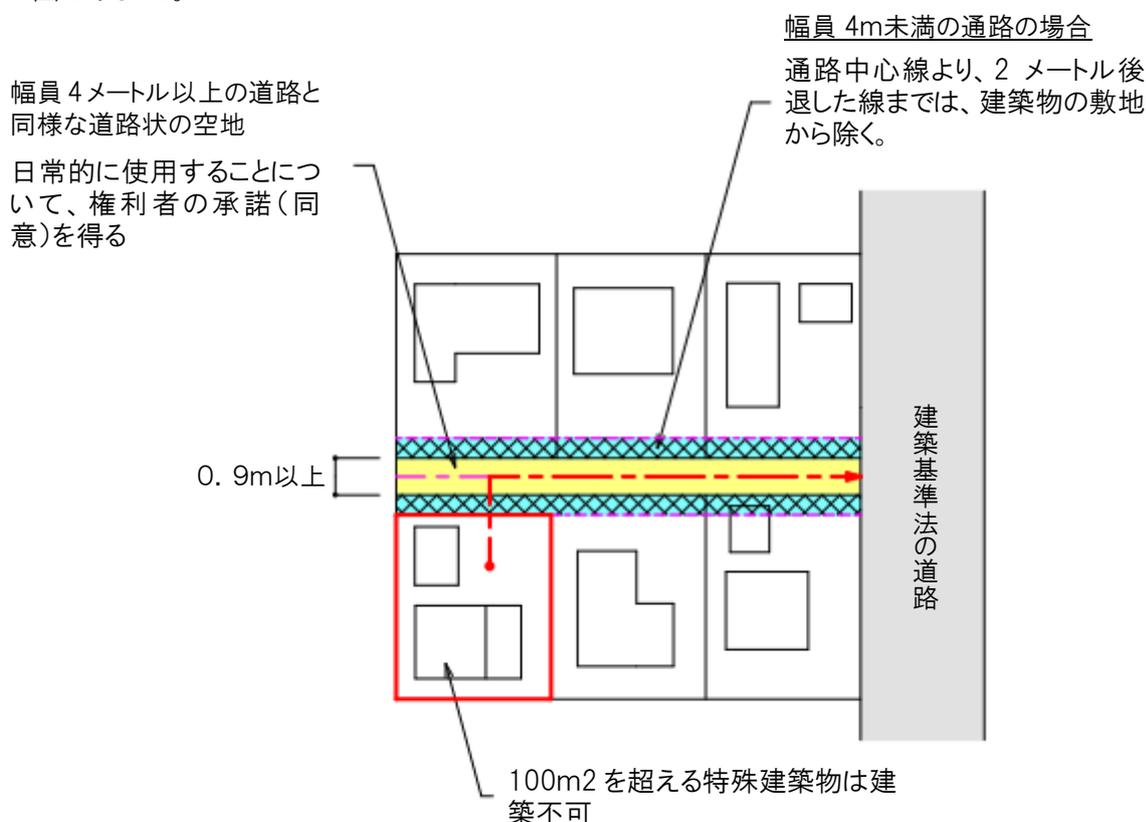
### 【許可基準 3】

その敷地が、その当該建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること

3-a 道路には該当しないが、幅員 4メートル以上の道路と同様な道路状の空地を将来的に確保することができる場合

#### 【条件】

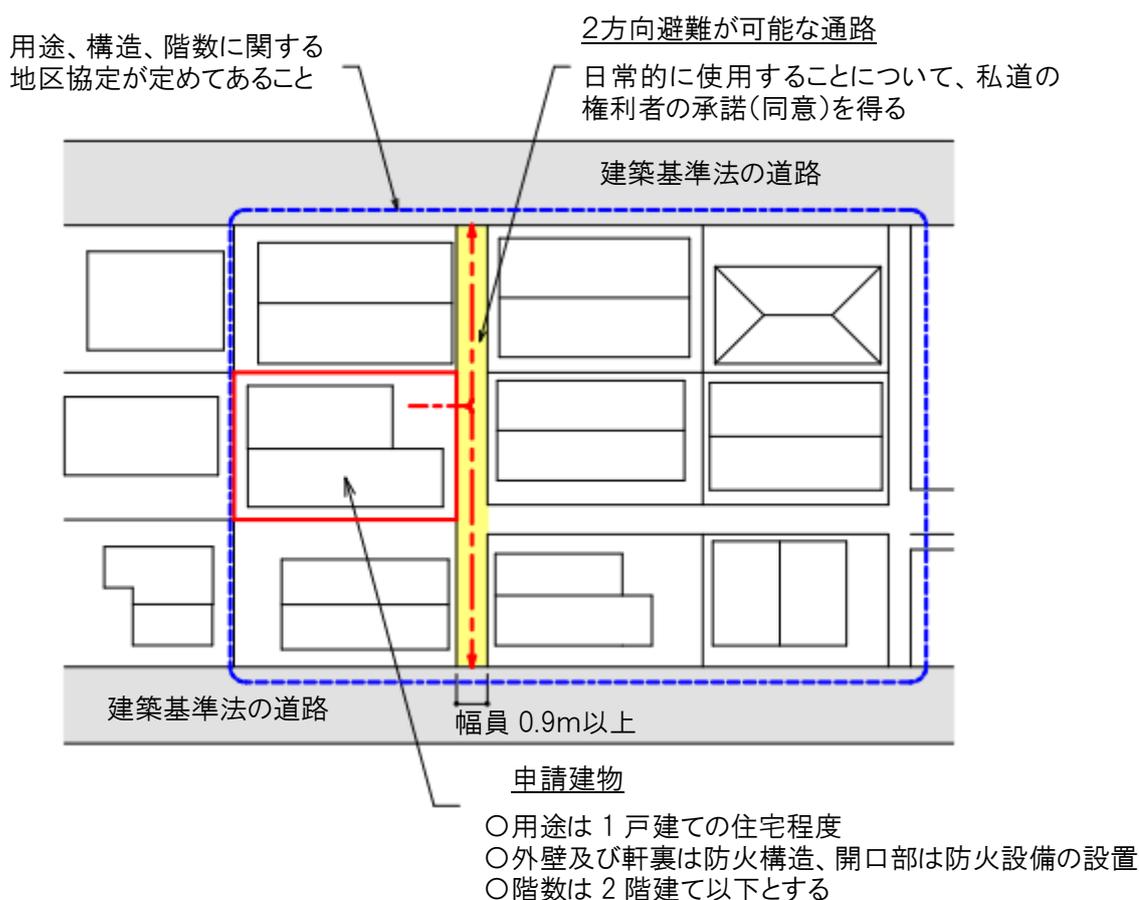
- ① 通路は、道路に有効に通じていること。
- ② 通路幅員は、90センチメートル以上あること。
- ③ 通路幅員が 4メートル未満の場合は、通路中心線より、2メートル後退した線までは、建築物の敷地から除くものとし、この後退した空地は、通路とみなし交通上支障ないものとする。
- ④ 建築物の敷地は、2メートル以上連続して通路に接していること。
- ⑤ この通路が私道の場合は、通行上、日常的に使用することについて、私道の権利者の承諾(同意)があること。
- ⑥ 「法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの」以外のものとする。
- ⑦ 将来的に確保される空地を前面道路とみなし、建築基準法及び県条例の集団規定に適合する建築計画であること。



3-b 通路中心線より、2メートル後退すると敷地が狭く建築物を建設することが困難となる場合  
 (原則として、既存の密集市街地に適用するものとする。)

【条件】

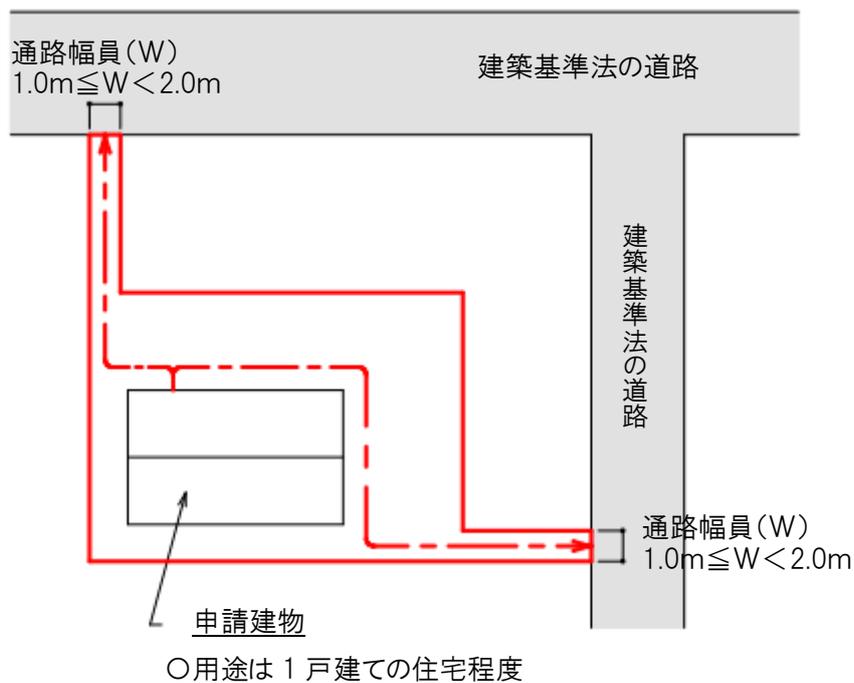
- ① 通路は、道路に有効に通じていること。
- ② 通路幅員が90センチメートル以上で、原則として2方向避難が可能な通路に、建築物の敷地が2メートル以上連続して接していること。
- ③ この通路が私道の場合は、通行上、日常的に使用することについて、私道の権利者の承諾(同意)があること。
- ④ 用途、構造及び階数は、次のとおりとする。  
 ア 用途は、1戸建ての住宅程度とする。  
 イ 外壁及び軒裏は防火構造とし、屋根は不燃材料で仕上げ、外壁等の開口部は防火設備とする。  
 ウ 階数は、2階建て以下とする。
- ⑤ 通路に接する敷地及びその敷地内にある建築物の所有者全員(道路に2メートル以上連続して接する敷地は除く。)による、用途、構造、階数に関する地区協定が定めてあること。



3-c 路地状敷地で、道路に接しているが、2メートル以上連続して接しない敷地の場合

【条件】

- ① 避難経路として、敷地は、道路に1メートル以上連続して有効に接している路地状の部分が、2ヶ所以上あり、避難上支障ないこと。この場合、原則として2以上の道路に接すること。
- ② 用途は、1戸建ての住宅程度とする。



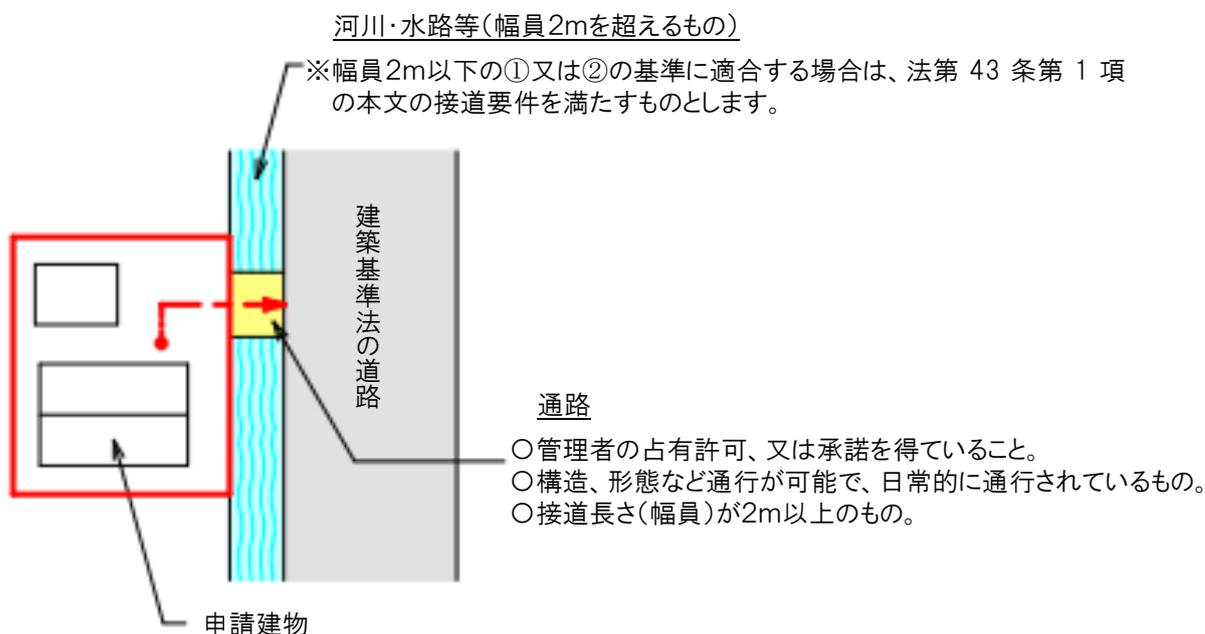
3-d 道路と敷地との間に河川等（河川、水路、赤道等をいう。）がある場合。

本基準は、幅員が2mを超える河川、水路及び里道等又は買収済の道路予定地等のものを対象とします。ただし、幅員が2m以下のもので、①又は②の基準に適合する場合は、法第43条第1項の本文の接道要件を満たすものとします。

【条件】

- ① 敷地と道路の間に河川、水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限ります。）があり、そこに架かる橋・蓋等の幅員が2m以上あり、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了している（占有許可又は承諾等が得られている）こと。
- ② 敷地と道路の間に里道、買収済の道路予定地等がある場合は、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了していること。
- ③ 敷地と道路の間の河川、水路等に架かる橋・蓋等又は里道、買収済の道路予定地等と法上の道路を合わせた道を法第42条に規定する道路とみなした場合に、法第52条（容積率）、法第56条（高さ制限）、法56条の2（日影制限）、法第58条（高度地区）、令第20条（採光の有効算定）に適合すること。

※ 法第52条（容積率）の適用について、下図のように河川・水路等の一部に橋・蓋等が設けられている場合は、相当区間にわたって存在する法上の道路幅員を前面道路の幅員とみなし適用します。



## VI 申請書類

建築住宅課との事前協議の終了後、申請書類として正副2部（副本は正本の写しとすることができます。）を提出してください。

(1) 体裁 A4版の左綴じ・左開きとし、認定・許可申請書第一面を表紙として(3)の順に綴じてください。（図面等はA3またはA4版とし、A3版の書類は、A4版サイズに折りたたんでください。）

(2) 添付する図書（柏崎市建築基準法施行細則第18条・第19条）

順番	図書の種類	明示すべき事項	
		認定申請	許可申請
1	申請書	建築基準法施行規則第48号様式	建築基準法施行規則第43号様式
	（申請手数料）	27,000円	33,000円
2	委任状	申請手続きについての代理業務を委託している場合は必要です。代理者のE-mailアドレスを記入してください。（作成例あり）	
3	申請理由書	申請の理由を明確に記載してください。（作成例あり）	
4	付近見取図	建築確認申請に使う図面と同じものがが必要です。 ※付近見取図は、接続する建築基準法上の道路の名称（道路番号）を記入し、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。 ※平面図に建築面積及び各階床面積の求積図、算式を記載してください。	
5	配置図		
6	各階平面図		
7	立面図		
8	断面図		
9	現況の写真	敷地位置は赤で囲み、写真撮影方向図を添付してください。 <u>写真のとり方</u> ・基準法上の道路と道の関係が明確に判別できること。 ・道と敷地の関係、道の幅員等が明確に判別できること。 ・写真枚数は6枚程度にまとめて整理すること。	
10	公図の写し	敷地、道のすべてが含まれているものを添付してください。 敷地、道となる土地の各権利者名を記入してください。 接続する建築基準法上の道路を緑色、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。	
11	全部事項証明書又は要約書（3か月以内）	申請敷地、道となる土地のものが重要です。	

12	管理者との協議記録等	協議日時、協議相手、協議内容等を記載した協議記録等を任意書式にて作成してください。
13	関係権利者の承諾書（実印）及び印鑑証明書（3か月以内）	<p>通行等承諾書（様式あり）に実印を押印し印鑑証明書を添付してください。なお、この承諾書は、以前別の認定申請において承諾を得た場合であっても、あらためて承諾をとっていただく必要があります。</p> <p>※建物の完了検査までに建築主が不動産会社から個人に変更になる場合等は、承諾書の取り直しが必要となりますのでご注意ください。</p>

※上記以外に、その他市長が必要と認める書類が必要となる場合があります。

※事前相談に必要な資料は、 ですが、内容により別途資料を求める場合があります。

#### 個別許可の追加図書

建築審査会に必要な追加の図書等については次になります。

上記の添付図書の他に表紙、柏崎都市計画図、道路台帳平面図（測定基図）等の図書を A3 サイズで 14 部作成（短辺綴じ）し、提出してください。

#### 承諾書等の作成について

##### ・承諾を必要とする範囲

通路となる土地の所有に関して権利を有する者。抵当権者を含みます。

##### ・承諾を必要とする権利者

所有権者、その他特定行政庁が必要と認める者。

##### ・承諾書

その権利の存する地名、地番を記載し、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、署名捺印する。

権利者が法人の場合には、記名捺印とすることができます。

##### ・その他

通路となる土地が柏崎市の所有である場合は、更正図に管理者の承諾済みが記入されていれば承諾書は不要です。

## VII 許可・認可申請書の記入方法

許可申請書：第四十三号様式（第十条の四）（A 4）  
認定申請書：第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A 4） } 共通  
(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

### 【1. 地名地番】

.....  
(省略)  
.....

### 【5. 道路】

【イ. 幅員】※記入しない（道は、建築基準法上の道路ではないため、【15. 備考】欄に記入する。）

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ※同上

※建築確認申請書の第三面も同様に記載してください。

### 【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( ) ( ) ( ) ( )  
(2) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】

【ハ. 建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率】

( ) ( ) ( ) ( )

※法第 52 条第 2 項（前面道路幅員による容積率）の規定は、道は道路ではないが、便宜上、道の幅員を道路幅員とみなして算出した容積率を記載するものとする。

【ニ. 建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率】～【チ. 備考】

( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)  
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

.....  
(省略)  
.....

【15. 備考】  
・ 道の部分の地名地番：  
・ 道の部分の幅員：  
・ 敷地が道の部分と接している長さ：

※（第一面）、（第三面）省略

(別紙様式1)

特例認定・特例許可の事前相談票

年 月 日

相 談 者	住 所					
	氏 名	担当者	TEL	( )		
E-mail :						
建築主又は 事業者名	住 所					
	氏 名	TEL	( )	E-mail :		
相談の概要	該 当 条 項	建築基準法第 条 第 項 第 号				
	認 定 ・ 許 可 を 求 め る 事 項 ・ 申 請 理 由 等					
	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
敷 地 の 地 名 地 番		柏崎市				
地域・地区	用 途 地 域		その他の地区			
	防 火 地 域	準防火・法22条・指定なし				
	基 準 容 積 率	%	最 高 の 高 さ	m		
	基 準 建 ぺ い 率	%	日 影 規 制	10m	時間	5m
建築物の概要	建 物 用 途		工 事 種 別			
	構 造		規 模	地上	階/地下	階
		計画部分	計画以外の部分	合計	敷地面積	
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	との比率	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
前 面 道 路 種 別	法第42条第 項第 号 ( ) 幅員				m	
※ 受 付 欄		※ 処 理 記 録 欄				

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

年 月 日

## 委任状

私は都合により、下記の者を代理人に定め、建築基準法第43条第2項1号の規定による認定申請の手続きを委任します。

記

【代理人】

【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【E-mail】

※建築士、行政書士以外のもので、法律上、業務として建築に関する法令に基づく手続きの代理等の位置付けがないものは、代理人になることはできません。

- 敷地の地名地番 柏崎市中央町〇〇〇〇番〇〇
- 建築物の主要用途 一戸建ての住宅
- 申請の主旨 新築

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

## 申請理由書

### (認定申請)

今般、柏崎市〇〇町〇〇〇〇番〇〇に一戸建ての住宅の新築を計画しておりますが、申請敷地が建築基準法に規定する道路に接していないため、同法第43条第2項一号の規定による認可申請をいたします。

なお、本申請においてトラブル等が発生した場合においては、当方で処理解決に当たることを誓約します。

### (許可申請)

今般、柏崎市〇〇町〇〇〇〇番〇〇に一戸建ての住宅の新築を計画しておりますが、申請敷地が建築基準法に規定する道路に接していないため、同法第43条第2項二号の規定による許可申請をいたします。

なお、本申請においてトラブル等が発生した場合においては、当方で処理解決に当たることを誓約します。

建築基準法施行規則第10条の4の2第2項の規定による

## 道の権利者又は道の管理者の承諾書

年 月 日

道の権利者又は道を管理する者

住 所

氏 名

Ⓜ

私が権利を有し、又は管理する道について、下記の者が建築基準法第43条第2項第1号の認定を受け将来にわたって通行の用に供されることを承諾します。

(また、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項各号に規定する基準に適合するように適切に管理します。【認定基準3】)

なお、当該道に関する土地の権利を移転する場合、又は管理する者を変更する場合は、新たな権利者又は管理者に本承諾書の内容を承継します。

記

1 認定を受ける道の地名地番

柏崎市

2 認定を受ける者

住所

氏名

## 道の権利者又は道の管理者の承諾書

年 月 日

道の権利者又は道を管理する者

住 所

氏 名

印

私が権利を有し、又は管理する道について、下記の者が建築基準法第43条第2項第2号の許可を受け将来にわたって通行の用に供されることを承諾します。

なお、当該道に関する土地の権利を移転する場合、又は管理する者を変更する場合は、新たな権利者又は管理者に本承諾書の内容を承継します。

### 記

- 1 許可を受ける道の地名地番  
柏崎市
- 2 許可を受ける者  
住所  
氏名